

特 集

日本赤十字豊田看護大学における 新型コロナウイルス感染予防対策

鎌倉やよい

特 集

日本赤十字豊田看護大学における 新型コロナウイルス感染予防対策

鎌倉やよい¹

I. はじめに

21 世紀は感染症との戦いの時代と言われ、エボラ出血熱、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）などが挙げられるが、2009 年の新型インフルエンザのパンデミックが記憶に新しい。日本ではおよそ 200 人が死亡し、2000 万人以上が感染したとされ（中村, 2019）、これまで新型インフルエンザによるパンデミック脅威に警戒が払われてきた。

2019 年 12 月中国の武漢での感染症発生に始まった新型コロナウイルス感染拡大は、重症化しやすく致死率が高いこと、ワクチンも治療薬もないことなど脅威が報じられた。日本では、2020 年 1 月 20 日に横浜港を出港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客で、1 月 25 日に香港で下船した 1 人が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患していたことが 2 月 1 日に判明し、横浜港で検疫が実施された（山岸, 神谷, 鈴木, 柿本, 2020）。

新型コロナウイルスはヨーロッパを中心に世界中に拡大し、世界保健機関（WHO）は 3 月 11 日「パンデミック」を宣言した。その後も、世界は入国禁止やロックダウンに踏み切り、感染拡大防止対策をとってきたが、感染は世界中に拡大した。日本の状況は、緊急事態宣言が発出されて 5 月に第 1 波が収束したかのように見えた。しかし、再度 7 月 31 日にピークとなる第 2 波が襲来し、12 月には第 3 波による感染者数が増加している。

大学教育は大きな影響を受け、緊急事態宣言による大学への休業要請が発出され、対面での授業の提供が困難となった。看護学臨地実習についても、まず高齢

者施設から受け入れ辞退の通知が届き、各実習病院からも徐々に実習受け入れ辞退を検討しているとの連絡が入った。大学として、看護学教育を如何に提供できるのか、臨地における看護学実習ができない場合、如何に教育の質を保証するのかについて、緊急に対応する必要があった。さらに、学生、教職員を感染から如何に守るかとの課題にも取り組む必要があった。

そこで、本学として、教育の質保証を見据え、熟考して迅速に感染予防対策について緊急対応を行ってきた。この対応を記録にとどめ、将来的に本学の看護学教育の質保証と感染予防対策に生かしていきたい。

II. 日本における新型コロナウイルス感染拡大

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染症法に基づく指定感染症に指定され（2020 年 1 月 28 日）、診断した医師は感染症発生動向調査が義務付けられ、保健所に届け出ることとなった。政府は新型コロナウイルス感染症対策本部の下に、感染症の専門家から構成された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置し、対策が実行された。保健所では、感染者に対して濃厚接触者を聞き取り隔離することによって集団感染（クラスター）の発生を抑え込む方法がとられた（渡邊, 野田, 赤木, 関, 杉下, 吉田, 矢内, 2020）。

2020 年 3 月 19 日（木）の専門家会議報告、その後の政府方針概要は、①感染拡大がみられない地域では、学校再開・大規模イベントも開催が可能であるが、その場合感染拡大防止の十分な対策が実施されることが前提であり、開催の可否は主催者の判断による、②文部科学大臣は休校要請を延長しないこと、新学期からの学校再開に向けたガイドラインを早いうちに公表するとのこと、③感染防止に失敗すると、感染経

¹ 日本赤十字豊田看護大学
新型コロナウイルス感染予防対策本部長

路の特定困難な不顕性感染者が知らぬ間に増加し、ある時オーバーシュート（爆発的患者急増）を起こしかねないと懸念を示し、引き続き慎重な対応を求めること、であった。

その後も日本における感染者数は増加し、7都府県に新型インフルエンザウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が2020年4月7日に発出された。愛知県は独自の緊急事態宣言を発出し、三重県と岐阜県がそれに続いた。その後4月16日には緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、愛知県も特定警戒都道府県に指定された。実効再生産数（1人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値）が1.0未満になると感染者数が減少に向かうこととなる。感染拡大を防ぐために休業要請が出され、密閉（換気の悪い密閉空間）、密集（多くの人が密集）、密接（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声を避けるよう提言がなされ、外出自粛が繰り返し叫ばれた。

感染経路が特定できない患者数は増加したものの、5月14日に39県が、25日には東京を含む全都道府県が解除された。ただし、愛知県は、2020年5月31日まで独自の緊急事態宣言を継続すると発表した。東京都の1月16日～4月30日までの期間に報告された感染者数は4,109名であり（渡邊，野田他，2020）、愛知県の4月30日現在の感染者総数は487名であった（<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>）。日本では、結果的に感染者数と死亡者数が低く抑えられ、WHOから日本は感染制御に成功した国と評価された。諸外国からは、この結果に対しジャパニーズミラクルと評され、的外れの感染対策であったが奇妙な成功、国民の努力によると評価された。

緊急事態宣言が解除され、新型コロナウイルス感染の第1波を乗り越えて安堵したものの、7月に入り感染者数は7月31日にピークとなるまで増加した第2波が襲来した。9月には感染者数が減少したが、11月から再び増加を示し、12月には感染拡大の第3波による感染者数増加の様相を見せている。7月22日に始まり感染拡大のなかで継続されたGo Toトラベルは、12月28日から全国一斉に中止することが決定された。

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染予防対策本部の設置

2019年度第11回経営会議（2020年2月21日開催）

において、新型コロナウイルスへの感染予防対策が審議され、衛生委員会として、不要不急な外出の回避、マスク着用の徹底、咳エチケット、換気の推奨、手指消毒剤の使用等から成る「新型コロナウイルス感染に関する注意喚起」をホームページに掲示した。卒業式については来賓の招待を中止し内部での式の挙行が予定されたが、その後の感染拡大によって中止することが決定された。第12回経営会議（2020年3月24日開催）において、新型コロナウイルスへ感染症予防に関する方針が審議され、「COVID-19感染拡大状況と授業開始・感染予防対策」として、教授会へ協力要請がなされた。

2020年4月1日の新入生オリエンテーションにおける感染予防対策について、具体的に計画実施することが早急に必要であり、感染拡大状況を把握し対策を決定するために、指示系統を一元化して実行にまで進める体制が必要であった。そこで、本学危機管理規程に基づき、3月27日には新型コロナウイルス感染予防対策本部（以下、「対策本部」という。）を立ち上げ、3月30日（月）に第1回対策本部会議を開催した。

基本方針として「新型コロナウイルス感染拡大を予防して、学生・教職員及び地域の安全を守る。」を掲げた。対策本部に、本部長、副本部長、本部要員及び事務局を置き、機能班として講義・演習班、実習班、大学院教務・学生班、学生班、生活活動班、情報収集班、設備・備品班、学生連絡・調査班、学生対応班、教職員対応班、広報班を置いた。さらに、作業部会として、感染症フロー、消毒方法・手順、情報ネットワーク支援を置いた。各班の担当者及び役割は、表1に示したとおりである。

最重要課題は、このような緊急事態に、学生の安全を守り、本学の教育の質を保証することである。対策本部は、緊急事態宣言の継続を前提として感染拡大状況を把握したリスクマネジメントを行う必要があり、2～3か月前には授業、実習、行事等の方向性を決めて、1か月前に方針を確定する方法をとった。また、国家試験受験資格に抵触しないように留意し、教育方法の変更については、教育の質保証委員会又は教授会での審議を経ることとした。さらに、地域の安全を守るためには、感染予防行動の習得と啓発活動が必要である。本学の下間教授（Infection Control Doctor：ICD）が制作するイラストで理解する感染予防の知識

表1 新型コロナウイルス感染予防対策本部組織図

新型コロナウイルス感染予防対策本部		
1 組織図：		2020年4月6日
(1) 対策本部		
役割	担当者	役割
本部長	学長	・本部を統括する
副本部長	ICD	・本部長を補佐する
	学部長	
	研究科長	
	事務局長	
本部要員	災害対策委員会委員長	
	看護管理学教授	
	公衆衛生看護学教授	
対策本部事務局	学務課主事	・連絡窓口、会議調整等
(2) 機能班		
班名	担当者	役割
講義・演習班	災害対策委員会委員長	・講義・演習の感染予防対策の計画・実施・検証 ・本部方針に基づく授業の調整・実施・検証
	教務委員会委員長	
実習班	実習検討委員会委員長	・実習での感染予防具休策の提示・物品準備 ・実習実施可否の確認と否の場合は代替案の調整 ・実習施設の実習要件の取りまとめ
	学部長	
大学院教務・学生班	教務・学生委員会委員長	・大学院授業調整、大学院生健康管理等 ・サポート
	研究科長	
学生班	学生委員会委員長	・学生自治会活動に関する自治会長との調整 ・サポート
	学部長	
生活活動班	事務局長	・設備に関する感染予防対策の実施管理 ・機械換気の計画・実施 ・食堂の感染予防対策管理 ・スクールバス運行管理
	(実務担当：経理課・関電)	
	(実務担当：総務課)	
	(実務担当：経理課)	
情報収集班	総務課長	・WHO・国・県・法人本部
設備・備品班	研究科長	・消耗品(マスク等感染防止用品含む)の管理、整備 ・設備・備品の管理
	事務局長	
学生連絡・調査班	学務課長	・学生からの体調不良連絡の受付・記録・報告 ・学生への連絡事項の発信
学生対応班	学部長	・発症者発生時の学生への個別対応
教職員対応班	総務課長	・教職員からの体調不良連絡の受付・記録・報告 ・テレワーク等の検討・整備
	事務局長	
広報班	企画・地域交流課長	・HPから本学の感染予防対策に関する情報発信 ・対策本部ページの整備・運用
	実務担当	
(3) 作業部会		
部会名	責任者	役割
感染症フロー	ICD、衛生委員会、公衆衛生看護学教授	・感染症対応手順作成・検証等
消毒方法・手順	ICD、公衆衛生看護学准教授	・消毒方法手順作成・物品準備・検証等
情報ネットワーク支援	情報ネットワーク支援室	・遠隔教育デバイスの検証等
2 基本方針：		
「新型コロナウイルス感染拡大を予防して、学生・教職員及び地域の安全を守る。」		

と感染予防行動に関するパンフレットを公開し、啓発活動に尽力した。

IV. 新型コロナウイルス感染予防対策本部における審議

新型コロナウイルス感染第1波に対応するために、対策本部の会議は2020年3月30日（第1回）から14回開催された（4月1日、6日、8日、9日、16日、22日、28日、5月7日、13日、20日、26日、6月2日、7月1日）。第2波に対応するために7月29日（第15回）、11月25日（第16回）に開催された。会議では、各班の活動が報告され、主に審議された内容は以下のとおりである。

1. 第1回会議（2020年3月30日）

対策本部において、感染予防対策を基盤とした学生への対応、授業方法、臨地実習、学内行事等、本学の基本方針を決定し、全教職員に周知して協力を得た。基本方針は、学内ネットワークから学生と教職員に発信し、本学ホームページ（<https://www.rctoyota.ac.jp/information/regulation.html>）に掲載することで社会へ発信した。

次に、災害対策委員会委員長が「学生オリエンテーション及び授業開始に向けた対応」に関するリーダーとして本部長から委任された。新入生オリエンテーション（4月1日）、在学生オリエンテーション（4月8日）におけるスクールバス、学生の体調確認、会場誘導方法、講堂、食堂の感染対策について、下間教授（ICD）を中心に感染予防方法が論議され、決定された。

また、体調不良者の対応手順・情報共有方法、学内の手指消毒薬・サージカルマスクの在庫確認、共用部分（ドアノブ、机、食堂テーブル等）の消毒方法と消毒薬、教室の座席指定、食堂のテーブルへの番号付与等が検討された。また、基本的なマスクの着脱方法、手指消毒方法について下間教授（ICD）によるイラストを掲示し、マスク専用の廃棄ボックスが設置された。

2. 第2回会議（2020年4月1日）

新入生オリエンテーション（4月1日）の結果が報

告され、在学生オリエンテーション（4月8日）に向けた対応が調整された。1月から3月までの海外渡航歴がある学生を確認し、4月8日において帰国後2週間が経過しない学生については自宅待機とし、出校可能となった際に個別にオリエンテーションを行う方針が決定された。

次に、食堂のテーブルのレイアウト変更、食事ができる場所の拡張（体育館、ヘルスプロモーションセンター）、テーブル番号の貼付、仕切り板の作成と設置等の実施が決定された。

また、臨地実習施設から学生がサージカルマスクを着用することを臨地実習時の条件とする連絡及び本学の感染予防教育に関する問い合わせがあり、実習施設からの受け入れ条件を一元化して確認し、全教員と共有することとなった。

各看護学領域教授に対し、実習にて使用するサージカルマスクの必要枚数を改めて調査し、各領域が保管するマスクを対策本部において集中管理すること、その上で学生及び実習担当教員へサージカルマスクを大学から配布することが決定された。さらに、実習施設に対し、学生に手指消毒剤を配布し感染防止教育の実施を連絡することとなった。

さらに、施設の利用方法について、学生の入り口をキャンパスモールのみ限定し、入構時に手指消毒を実施することとし、換気が不十分となるクラブ室の使用禁止、5階以上のゼミナール室及びアクティブラーニングスペースへの立ち入りを禁止した。

3. 第3回会議（2020年4月6日）

本部長から、週末の全国の感染者数の推移をみると、感染経路が特定できない感染者が増えて、政府が緊急事態宣言を検討していること、愛知県も感染が拡大し、感染経路不明者が徐々に増加していることから、授業開始を延期して5月11日（月）からとする提案がなされた。ただし、緊急事態宣言が発出された場合でも、4月8～9日に予定されているオリエンテーションは実施し、感染予防に関する教育を実施する提案であった。

賛否両論の論議の結果、緊急事態宣言による休業要請を受けて、その後に対応することは混乱を招くので、最悪の事態を想定して判断することとし、授業開始を5月11日とすることが承認された。新型コロナ

ウイルス感染による影響は、今年度1年間は続くことが予測され、本学では対策本部のもとに役割を明示して分担し、継続して対策等を実施することとなった。

引き続き、4月8日の在学生オリエンテーション、4月9日の第2回新入生オリエンテーションの実施方法を確定し、5月11日以降の授業の対応については、令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（文部科学省高等教育局長）に基づき審議され、方針が決定された。

4. 第4回会議（2020年4月8日）

大学院生オリエンテーション（4月3日）、在学生オリエンテーション（4月8日）の結果が報告され、新入生オリエンテーションの改善点を調整した。続いて、各班、作業部会からの進捗状況が報告され、特に情報ネットワーク支援作業部会から、Teams（Microsoft社）を利用可能とするなど遠隔授業方法の検討について報告がなされた。また、新型コロナウイルス感染症に関する学部生・大学院生・教職員の健康状態モニター手順が決定された。

5. 第5回会議（2020年4月9日）

新入生オリエンテーション（4月9日）の結果として、食堂利用時のテーブル仕切り板を越えての会話、消毒薬の不具合、等の課題が報告され、改善案が決定された。

次に、4月7日に愛知県緊急事態宣言が発出されたことに伴い、教職員の勤務体制が論議された。教員は自宅勤務を原則とし、各領域で教員の自宅勤務計画を作成すること、職員も自宅勤務を原則とし、各課を3チームに分け、1チームは出勤する調整がなされ、総務課が把握することとなった。

学生と保護者へのメッセージとして、新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver.1（2020年4月13日）が、学内ネットワークシステムによって通知され、ホームページ上に掲載された（表2）。臨地実習の実施に関する基本方針を示し、さらに2020年度前期講義の形態について、5月11日からのオンライン授業導入を検討するために、学生のWeb環境等について調査したことを報告した。

6. 第6回会議（2020年4月16日）

全国的に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、5月11日からインターネットによる遠隔授業が開始できるように、情報ネットワーク支援室の森田教授に委任がなされた。さらに、遠隔授業を中心に提供するための授業スケジュールの再調整について、山田研究科長へ委任がなされた。臨地実習に関する基本方針として、7月6日（月）以降に実習期間を短縮して再配置すること、感染拡大状況を判断して6月2日に最終決定することが承認された。

また、教育活動に関する指針 Ver.2（2020年4月17日）が同様に通知され、臨地実習の実施に関する基本方針、臨地実習実施の前提条件に関すること、2020年度前期講義が5月11日からTeams利用の遠隔授業を開始することの決定が示された（表3）。

7. 第7回会議（2020年4月22日）

臨地実習の再配置に関する調整が審議された。文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局等からの通知「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（2020年2月28日）」に基づき、臨地実習の一部を学内実習に切り替えること、教育の質を担保することが論議された。

次に、講義スケジュールが調整された。Teamsを利用することが報告され、操作マニュアルの作成に関する検討、課題配信の適正化、シラバスの再編集など、教育の質を担保するための検討が実施された。また、遠隔授業開催に向けて、4回線の同時配信及び接続テストを行った。

8. 第8回会議（2020年4月28日）

遠隔授業に関する審議では、パーソナル・コンピュータ（以下、「PC」という。）、ネットワーク環境、印刷機器に関する調査結果に基づき、対策が審議された。遠隔授業資料をデータ配信した上で、4月30日にTeamsによる教務ガイダンスを実施し学生の受信について確認することが決定された。さらに、データ配信した資料については、全て印刷して紙媒体でも郵送することとなった。

表 2 新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver.1

2020 年 4 月 13 日
日本赤十字豊田看護大学 新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver.1
<p>(1) 2020 年度前期看護学実習（臨地実習）の実施に関する基本方針</p> <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者の増加により、7 都府県に緊急事態宣言が発出され、愛知県は独自に緊急事態宣言を発出した。それを受けて、看護学実習の受け入れ中止を要請する実習施設が増加しつつある。</p> <p>学生の健康と本学が提供する教育の質を保証するため、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局等から出された「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（事務連絡、令和 2 年 2 月 28 日）」に基づき、本学としての看護学実習の実施に関する基本方針を以下に提示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 臨地実習開始前に感染予防に関する学内演習を実施し、当該学生全員が十分な感染予防行動がとれることを確認する。 ② 学生が、体温測定をはじめ、自己による健康管理を実施し記録することを前提とする。 ③ 指導教員は学生の健康管理状況を確認し、実習実施可否を判断する。さらに、平時以上に学生が感染予防行動を実行できることを徹底する。 ④ 学生一人ひとりの学修の機会が平等であることに留意する ⑤ 看護学実習の中でも核となる成人看護学実習Ⅱ・Ⅲ（各 2 単位）は、それぞれ 45 時間（5 日間）の病棟実習の実現を調整し、学内実習と組み合わせて教育の質を保証する。成人看護学実習Ⅰについては、学内におけるシミュレーション教育など、臨地実習に代替できる学内実習として教育の質を保証する。 ⑥ 母性看護学実習（2 単位）・小児看護学実習（2 単位）は、それぞれ 45 時間（5 日間）の病棟実習の実現を調整し、学内実習と組み合わせて教育の質を保証する。ただし、病院から実習受け入れ中止の要請があった場合には、全てを学内実習として対応し、教育の質を保証する。 ⑦ 老年看護学実習（4 単位）・在宅看護学実習（2 単位）・精神看護学実習（2 単位）・公衆衛生看護学実習（5 単位）については、臨地における実習を学内実習に切り替える。 ⑧ 統合実習（看護管理）は、学内実習に切り替える。統合実習（領域）については、状況をみて判断する。 <p>(2) 2020 年度前期講義の形態について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① オンライン授業の導入検討のため、学生の Web 環境及び教員の Web 使用の予定について調査した。 ② 5 月 11 日から、オンライン授業や学習動画の Web 配信が実施できるように試行中である。

9. 第 9 回会議（2020 年 5 月 7 日）

緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長されたことを受けて、本学の教育活動の方針について審議された。本学としては、当初の予定どおり 5 月 11 日から遠隔授業を、6 月 1 日から人数を制限して学内実習を開始することが確認された。また、検討課題として、感染拡大の第 2 波を想定し、後期の授業、臨地実習についても検討する必要がある。今後感染拡大状況を確認し、2 か月前に方針を決定し、1 か月前に最終決定することが決定された。

10. 第 10 回会議（2020 年 5 月 13 日）

遠隔授業開始にかかる状況報告がなされ、概ね順調に開始したことが確認された。授業の課題提出について、紙媒体ではなく Forms の利用の可能性が報告され、継続審議となった。また、臨地実習参加の条件として、感染予防行動の獲得が求められたことに対し、臨地実習前の学内実習において感染予防に関する演習を実施することが合意された。

授業形態については、緊急事態宣言解除後も、前期は引き続き遠隔授業を中心に実施することが確認され

表3 新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver. 2

2020年4月17日
<p>日本赤十字豊田看護大学 新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver.2</p>
<p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者の増加により、7都府県に緊急事態宣言が発出され、愛知県は独自に緊急事態宣言を発出した。2020年4月16日、緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、愛知県は特定警戒都道府県に指定された。</p> <p>本学は、緊急事態宣言並びに現在のCOVID-19感染拡大状況を念頭に置き、今後の授業及び看護学実習の実施方法に関する指針を提示し、教育の質を保証するために尽力する。</p>
<p>(1) 2020年度前期看護学実習（臨地実習）の実施に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現時点において、看護学実習の開始予定時期は、7月6日以降とする。さらに、当該看護学実習の実現が可能か否かを、6月2日（火）に感染拡大状況に応じて判断する。 ② 臨地における実習を予定している成人看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学においては、7月6日以降に配置する計画修正案を作成する。 ③ 看護学実習受け入れに関する調整は、修正案に基づき、大学から一本化して行う。
<p>(2) 臨地実習の実施に関する前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 臨地実習開始前に感染予防に関する学内演習を実施し、当該クラスの学生全員が十分な感染予防行動がとれることを確認する。 ② 学生が、体温測定をはじめ、自己による健康管理を実施し記録することを前提とし、実習指導教員は学生の健康状態を確認し、実習実施可否を判断する。 ③ 実習期間中、学生が実習施設へ通学する経路での感染予防行動を含め、感染予防行動の実行を確認する。
<p>(3) 2020年度前期講義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 5月11日から、オンライン授業を導入して、授業を開始する。 ② 現在の本学のネットワーク環境において、Teams利用のクラス数などの検討、配信できる授業形態の検討などの調整を4月23日までに予定とする。

た。学内実習及び演習は計画どおり入構学生数を135人程度に調整して対面で実施すること、臨地実習についても予定どおり6月2日に最終判断をすることが確認された。

学生の入構については、6月1日から1か月は学生数の調整のため、学務課へ連絡する手続きをとって入構を認めることとした。サークル室、ラーニングポッドは使用を禁止し、図書館は利用できることとした。

教職員の勤務について、教員は5月中を調整期間とし、6月から通常勤務とし、職員は5月から段階的に通常勤務に戻ることが決定された。

今後、8月頃には第2波が襲来することを想定し、感染拡大状況を把握して迅速に柔軟に対応することが確認された。

11. 第11回会議（2020年5月20日）

法律に基づく緊急事態宣言は5月14日をもって解除されたが、愛知県は5月31日まで継続する方針を

示した。5月18日に新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver.3（表4）を示したが、学部生の不安や心配に配慮する学部長メッセージを配信することが確認された。下間教授（ICD）による必携・病院実習感染対策マニュアルが完成され、学生に配布することが決定された。また、擦式手指消毒液及び携帯用ポシェットを大学経費で購入し、4年生の臨地実習時に配布することが決定された。

12. 第12回会議（2020年5月26日）

6月1日以降の対応について審議された。学内実習は1日135人程度として入構人数を管理すること、それに伴いスクールバスの運行計画が調整された。

学生が遠隔授業を受講する中、課題量が多く提出期限にゆとりがない等の意見が伝えられ、実態を調査し緊急対応を実施した。学生のサポートが必要と考えられ、チューターから毎週連絡すること、チューターを支援する体制が確認された。学生への経済支援につい

表 4 新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver. 3

2020 年 5 月 18 日
<p>日本赤十字豊田看護大学 新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver.3</p>
<p>新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言は、5月6日に解除予定であったが、感染拡大の判断に基づき5月31日まで延期された。その後の感染拡大状況が判断され、2020年5月14日、5特別警戒県（茨城、石川、岐阜、愛知、福岡）を含む39県の法的な緊急事態宣言は解除された。ただし、愛知県は5月31日まで独自に緊急事態宣言の状態を継続すると発表した。</p> <p>本学では、3月に新型コロナウイルス感染予防対策本部を設置し、緊急体制で機能するように組織を配置して対応してきた。思わぬトラブルはあったものの、5月11日からTeamsによるオンライン授業を中心とした遠隔授業を開始することができた。学生個々のオンライン授業上でのトラブルには、丁寧に対応して解決するよう努力する。これからも、「何よりも学生に対する教育の質を保証する」基本指針を貫いていきたい。</p> <p>今後、人の交流が増加することによって、再度感染者数の増加が懸念される。緊急事態宣言が解除された後も、私たちは感染予防行動を継続して、感染拡大の第2波を予防し、新型コロナウイルスの治療薬やワクチンが開発され治療法が確立される時まで凌ぐことが重要である。愛知県の緊急事態宣言継続を受けて、本学ではこれまでの方針を変更することなく、以下のとおり対応する。</p>
<p>(1) 講義</p> <p>①前期については、予定通りTeamsによるオンライン授業を中心に、すべて遠隔授業を実施する。</p>
<p>(2) 学内実習・学内演習</p> <p>①6月は、1日あたりの学生総数を135人程度に制限し、3密を避けて看護学実習（学内実習）と学内演習を実施する。</p> <p>②臨地実習に参加する条件として、学生が感染予防行動を確実に実施できることが必要である。学内実習において、十分な感染予防行動を習得するための演習を実施する。</p>
<p>(3) 大学内への入構</p> <p>①大学内への立ち入りについて、6月中は看護学実習（学内実習）履修者と学内演習履修者のみ、指定日時の立ち入りを許可する。</p> <p>②前述した履修者以外の学生に対しては、在宅での学習を期待する。やむを得ず、大学へ立ち入る必要がある場合、必ず事前に学務課に連絡し、許可を受けていただきたい。</p>
<p>(4) 感染予防行動</p> <p>①看護学生として、確実な感染予防行動を日常から実行して、周囲の人々への啓発を心がけていただきたい。</p> <p>②マスクを外す食事場面は、最も感染のリスクが高い。本学食堂での昼食時には、本学の感染予防対策を実施し、食事場面の感染予防行動を習得していただきたい。</p>

ては、PCの貸与、困窮者への対応等経営会議で検討することとなった。

また、6月1日から学内実習・学内演習が開始されることに先立ち、大学構内における感染予防対策について5月29日付で説明文書に基づき周知された。

13. 第13回会議（2020年6月2日）

6月1日の状況について、学生の体調不良者はいなかったこと、スクールバスの乗車人数が最多数34名であったこと、感染対策としてマスクを忘れた学生に

配布したこと等が報告された。講義室使用時には、換気を実施するように注意喚起することとなった。

また、7月6日以降の臨地実習について、実習施設に最終確認した後に予定どおり実施することが確認された。

14. 第14回会議（2020年7月1日）

学内のサージカルマスクを一元管理して、臨地実習時に学生に配布することとした。しかし、新たに購入することが困難なことから、実習場で使用することと

し、通学時には学生各自がマスクを準備することを依頼することが決定された。臨地実習参加に際しての健康観察モニターについて決定され、「健康状態モニター手順（臨地実習）」として、全教職員に周知された。

後期の臨地実習について、冬季の感染流行が懸念されるため、開始の1週間前（9月21日から）から期間を短縮して配置すること、基礎看護学実習（2021年1月～2月）についても、11月に再配置することが検討された。

講義について、2～3か月前に方針を定め、1か月前に決定することとした。後期の前半は対面授業とし、後半はオンライン授業を中心に行う方針が決定された。教務委員会が授業スケジュール案を作成することとなった。また、学部学生と大学院学生に対し、通信費の補助金として現金10,000円を手渡しで交付することが決定された。

その後の感染拡大を受けて、7月20日付で感染予防行動を喚起する「新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver.4（表5）」を示した。

表5 新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver. 4

2020年7月20日
<p>日本赤十字豊田看護大学</p> <p>新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver.4</p>
<p>新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言は、全国で5月25日には解除されましたが、東京では感染者数が再度増加し7月18日（土）には290人/日となり、その約半数が感染経路不明者です。県を越えた移動が解除されて以来、愛知県では7月14日から増加を示し、7月18日（土）には25人/日となり、市中感染の様相を呈し始めました。</p> <p>新型コロナウイルスは症状が現れる2日前から他の人々へ感染させる力があり、また、症状が現れないまま他へ感染させる不顕性感染者の存在もわかってきました。感染経路不明者は、症状がない感染者からの感染が考えられ、どこで感染したかわからない状況で感染が拡大しています（市中感染）。7月22日から、政府によるGoToキャンペーンが始まります。市中感染の様相の中、感染予防の明確な施策が実施されないまま、感染予防対策を個人に委ねる形で始まりますので、感染拡大が加速することが懸念されます。</p> <p>新型コロナウイルスのワクチンも治療薬も確立されていない今、医療崩壊を防ぐためには、私たちが感染しないこと、感染させないこと、感染予防について周囲へ啓発活動を行うことが重要です。さらに、もしも感染した場合に備え、濃厚接触者を追跡できるようにしておくことが重要です。私たちは、いつ感染するかわからない環境で生活することを覚悟しなければなりません。新型コロナウイルスの感染様式は、①飛沫感染、②接触感染、③マイクロ飛沫感染の3種類です。以下に留意しながら、学業を続けてください。</p> <p>また、最新のInfection Control Doctor (ICD)の注意喚起を添付しますので、感染予防行動を続けてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 飛沫感染への対策として、マスク（病院内では医療用サージカルマスク）を着用すること。 (2) 接触感染への対策として、共用部分（つり革、ドアノブ、モニターパネルなど）に触れた後は手指消毒すること。 (3) マイクロ飛沫感染対策として、換気を行うこと。 (4) 感染者多発地域、三密（密閉・密集・密接）の場所を避けること。

15. 第 15 回会議 (2020 年 7 月 29 日)

愛知県内の感染者数は7月中旬から急激に上昇し、実習病院から臨地実習受け入れ中止の連絡が入ったが、名古屋第二赤十字病院からは「現段階では受け入れ継続」の回答を得て、4年生の実習について調整がなされた。

第1波の状況からは、感染拡大のピークから2～3か月間をかけて減少することが予測された。8月中旬が感染拡大のピークであるとする、徐々に減少しながら10月から11月まで継続されることが予測される。そのため、第14回会議の方針が継続されることとなった。

その後、感染拡大のピークが7月31日であったことが判明し、10月は比較的に減少することが予測され、遠隔授業のスケジュールを組みつつ、10月からは一部対面授業を実施することとした。これらの方針について、8月3日付「日本赤十字豊田看護学部生と保護者の皆様へ」として示した(表6)。

さらに、8月6日愛知県は独自の緊急事態宣言を发出し、(1) 不要不急の行動自粛・行動の変容、(2) 感染防止対策の徹底、(3) 東京等への不要不急の移動自粛が求められた。8月6日付、8月31日付「日本赤十字豊田看護学部生と保護者の皆様へ」として、感染予防行動に関するメッセージを示した(表7)。

16. 第 16 回会議 (2020 年 11 月 25 日)

11月から1日の新型コロナウイルス新規感染者数が増加し、第3波が到来した。愛知県の新型コロナウイルス対策の指標としては「厳重警戒」であることを共有した。これを受けて、11月20日付「日本赤十字豊田看護大学学部生と保護者の皆様へ」として、授業・臨地実習の方針に変更はないことを発信した。

また、国としては大学への休業要請は行わない方針であることから、大学独自で判断する方針を確認した。これまで、2～3か月前には案を策定して、1か月前の時点で決定する方針に基づき、講義・学内演習・臨地実習について既に実施している計画が変更する必要はなく継続することが確認された。

今後、システムとして機能させるために、愛知県の警戒レベルに対応する本学の方針が審議され、「日本赤十字豊田看護大学新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」が確認された(表8)。厳重警戒レベル

の「講義・演習・実習」の方針は、感染予防対策の上で、警戒レベルの「講義・演習・実習の実施方法」を原則として実施し、感染拡大状況に応じて実施方法を見直し、遠隔に切り替えることが確認された。

卒業式及び入学式について検討がなされた。第3波の新たな感染者数のピークが12月末頃と考えると、2～3か月後の3月中旬には新感染者数が減少することが推測された。そこで、来賓は招待せずに、理事長はビデオレターとすることで、対面形式で実施することが決定された。

また、12月24日付で「日本赤十字豊田看護大学学部生と保護者の皆様へ」として、感染予防行動のさらなる遵守を求めた。

V. 考察

2020年は新型コロナウイルス感染拡大に明け、新型コロナウイルス第3波で終わろうとしている。この間に、新型コロナウイルスについて徐々に解明されてきた。本学では、ICDである下間教授が、新型コロナウイルスに関する新たな知見を収集しては、その知見と感染予防対策をイラストによって表現し数多くのパンフレットを作成してきた。このパンフレットは教職員・学生への啓発にとどまらず、ホームページ上にダウンロードできるように公開し、多くの看護系大学、病院看護部、企業等に利用され、感染予防行動の啓発活動に貢献した。

本学では、新型コロナウイルス感染予防対策本部を設置し、緊急対応するために指示システムを一元化して対策を検討し、実行する体制が整備された。感染対策については、下間教授(ICD)を中心に事務局が必要物品を購入し環境を整備し、学内の感染対策が実施された。新型コロナウイルスの感染様式は接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染であり、それに適した感染予防として手指消毒の徹底、学内でのマスクの着用を教職員及び学生に求め、スモークテストによって機械換気の効果及びサーキュレーター使用の効果を確認し、気流の滞留に対してはさらに扇風機を用いて換気できることを確認した。さらに、食堂のテーブルをパーテーションで区切り、飛沫感染に対応した。また、共用部を定期清掃する仕組みを作り、接触感染に対処した。

表 6 日本赤十字豊田看護学部生と保護者の皆様へ (8月3日)

2020 年 8 月 3 日

日本赤十字豊田看護大学学部生と保護者の皆様へ

本学では3月に新型コロナウイルス感染予防対策本部を立ち上げて、「新型コロナウイルス感染拡大を予防して学生・教職員及び地域の安全を守る」を基本方針として、進めて参りました。

対策本部では、感染状況を判断しては、学内行事、授業、学内演習、臨地実習などの最善の方法を決定し、学内の感染予防対策、学生各位の感染予防行動への支援、学外への感染予防啓発活動を実施してきました。

緊急事態宣言が解除されたことを受けて、予定どおり6月から学内実習を開始すると共に、7月から臨地実習を開始いたしました。しかし、予測よりも第2波の到来が早く、臨地実習の受け入れを中止する施設が出てきました。臨地実習は卒業要件にかかわる科目であり、ひいては看護師・保健師国家試験受験資格に影響する科目です。

文部科学省からは、新型コロナウイルス感染拡大による臨地実習が困難な状況に対しては、開講時期の変更、学内実習による代替等が求められていますので、感染拡大状況の判断、学生各位の感染予防行動、安全を確認した臨地実習の開催、学内実習による代替等を慎重に検討して実施しています。

現在、新型ウイルス感染の第2波による感染が拡大しています。愛知県の新規感染者は7月31日には193名となりました。大学生の感染も報告され、症状がないまま感染が水面下で拡大し、市中感染の様相を見せています。ワクチンも治療薬も確立されず、PCR検査数もまだまだ少なく感染者の分離ができない現状では、今後さらに感染者数が増加することが予測されます。その後2～3か月をかけて減少するため、11月初旬までは感染拡大状況が続くことが予測されます。

この状況は学生・保護者の皆様に不安にさせていることと思います。本学では教職員一同、感染拡大状況を判断しつつ、感染予防と教育の質の保証に尽力しているところです。チューター教員から皆様へ定期的にご連絡させていただきますので、遠慮なく相談なさってください。第2波の感染拡大を受けて、以下の方針で授業及び看護学実習を進めて参ります。まだまだ、大変な状況が続きますが、新型コロナウイルス感染症の治療薬やワクチンが開発されるまでは、とにかく感染予防行動を実行することが、何よりも重要です。

学生・保護者の皆様、何とかこの非常事態を共に乗り越えていきましょう。

1) 4年生の看護学実習 (臨地実習) について

8月と9月の成人看護学実習6グループについては、2週間を1週間に変更して臨地実習を行います。残る1週間については、他施設や時期の変更を含め調整しましたが、実現が困難でした。そのため、この1週間について、学内実習に切り替えて実施いたします。

2) 3年生の看護学実習 (臨地実習) について

11月中旬ごろまで、臨地実習の実施が困難となる可能性があるため、これから実習施設との調整を始めます。

3) 授業について

10月から対面授業を予定していますが、感染拡大状況によってはオンライン授業を中心とした方法に切り替える可能性があります。

4) 学内演習・学内実習

3密を避けるなど、感染予防行動を徹底したうえで、学内で実施します。

感染拡大に伴い、第1波の緊急事態宣言では大学に対する休業要請も発出され、臨地実習施設から学生の受け入れ中止が通知されるなど、教育方法の変更を余

儀なくされた。対策本部において、教育の質を維持することを念頭に、感染状況を踏まえては2～3か月前に方針を策定し、1か月前に実施を確認する方法を

表7 日本赤十字豊田看護学部生と保護者の皆様へ (8月6日)

2020年8月6日

日本赤十字豊田看護大学学部生と保護者の皆様へ

愛知県は本日8月6日、独自の緊急事態宣言を発出しました。この宣言は8月24日まで継続される予定です。学部生・大学院生・保護者の皆様におかれましては、授業や実習がどのように影響を受けるのか、ご心配されておられることと推察いたします。

この宣言は、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づくものではなく、愛知県独自の宣言であり、以下の3項目の遵守を要請するものです。皆様におかれましても、この要請に応じて下さいますようお願いいたします。

宣言による要請(1) 不要不急の行動自粛・行動の変容

- 若い世代の方々への不要不急の行動の自粛と自覚を持った行動の依頼。
- 5～6人以上の会食の自粛、「3つの密」が生じる場の利用を避けること。
- 「感染しない。感染させない」の徹底。
- 接触確認アプリ COCOA の活用

(2) 感染防止対策の徹底(3) 東京等への不要不急の移動自粛

また、大学を含む学校への休業要請は行わないことを、愛知県大村知事は記者会見で明言しました。一方、文部科学大臣の一昨日の記者会見では、小中高は感染対策をしっかりと行い対面授業をしているのに、大学はオンライン授業に切り替えて対面授業を行う努力をしていないとの批判がありました。一面的な批判に困惑しますが、文部科学省の姿勢・方針とみていく必要があります。

本学は、学生の感染予防対策を万全に行い、感染のリスクを回避しつつ、看護師国家試験受験資格を得るための学生の学修の権利を守ることに尽力いたします。したがって、これまでお知らせした教育の方針について、この宣言による変更はありません。臨地実習についても、以下の感染予防行動を皆様に重ねて遵守して下さることをお願いして、継続いたします。ただし、実習先の受け入れが変更された場合には、臨機応変に対処する予定です。最新の感染予防に関するスライド「なぜ皮膚から感染しないの？」をご覧ください。

公共交通機関では

- (1) マスクを着用すること。
- (2) 共用部分に触れた場合、その手で、目、鼻、口を触らないこと。
- (3) 公共交通機関を降りたのちに、テノケアで十分手指消毒すること。
- (4) 公共のトイレを使用する場合には、テノケアで便座を消毒し、手指消毒して使用すること。利用後は十分に手洗いすること。
- (5) 実習施設に入るときには、施設の消毒薬又はテノケアで消毒すること。

お盆の時期の人の動きによって、その後の感染者数が増えます。感染予防行動を確実に、学習を進めると共に、少しでも早く日常をとり戻しましょう。

なお、後期の授業と演習、実習の実施方法について、感染拡大状況を判断して、8月下旬には方針を決定して、皆様にお知らせいたします。

とってきた。講義科目は遠隔授業に切り替え、臨地実習は履修機会の公平性を念頭に、臨地実習期間を短縮して再配置を計画し、概ね計画通りに実施できた。臨地実習の不足時間については、学内実習に切り替えて1日当たりの学生総数を調整して対面方式で実施することができた。また、全教員が新たな教材作成に尽力

し、遠隔授業が実現した。

大学の方針は、学長から学生と保護者に対し決定事項をその都度発信し続けた。また、学部長と研究科長は学生に対してのメッセージを定期的に発信することで、決定事項をさらに具体的に伝えてきた。学生に対する直接的なサポートとして、全てのチューターが定

表 8 日本赤十字豊田看護大学新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

愛知県の警戒レベル	本学の方針	
	講義・演習・実習	課外活動等(クラブ・サークル・自治会活動等)
注意	感染予防対策の上で ・講義・演習・実習(対面授業)を実施。	感染予防対策の上で ・課外活動等を実施。 ただし、学外者とともに活動する場合は事前に大学の許可を得ること。
警戒	感染予防対策の上で、 ・講義:対面授業と遠隔授業を併用して実施。 ・演習(技術演習・ゼミナール) :対面授業と遠隔授業を併用して実施。 対面授業は人数を制限して実施。 ・体育実技 :テニスコート・グラウンドで実施。 体育館は使用しない。 ・実習(臨地) :施設との調整の上、人数・日程を決めて対面授業を実施。 ・実習(学内) :人数を制限して対面授業を実施。 (大学構内の学生数は400名程度以下とする。)	感染予防対策の上で、 ・屋外での課外活動が可能。 ・活動時間は2時間/日以内を目安とすること(テニスコート、グラウンド等)。 ・飲食の会や密閉・密集・密接となる行事、会議、集会等は禁止。 ・原則として、イベント、大会、試合(練習試合を含む)、合宿等は中止。 ・個別の事例は事務局(学務課)に相談すること。 <活動の例> ○ 密を避けたテニスサークルのテニスコートでの活動 ○ 密を避けた屋外でのボランティア活動 ○ オンラインでの勉強会 × 体育館でのバレーボール、バドミントン等 × 音楽ライブ等を実施すること × 病院や介護老人保健施設での高齢者を対象としたボランティア活動
嚴重警戒	感染予防対策の上で、 ・警戒レベルの「講義・演習・実習の実施方法」を原則として実施。 ・感染拡大状況に応じて実施方法を見直し、遠隔に切り替える。	・全ての活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止
危険	感染予防対策の上で、 ・講義の実施(遠隔授業のみ実施) ・演習の実施(遠隔授業のみ実施) ・実習の実施(遠隔授業のみ実施)	・全ての活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止

※愛知県の警戒レベルに応じて、本学の「講義・演習・実習」及び「課外活動等」の感染予防対策に関する方針を示す。

※この指針に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策本部の議を経て、愛知県内の情報を総合的に判断し、最終的には学長が決定する。

期的に指導学生にメールを送信して連携をとったこと、授業資料を前期・後期に各4回郵送したこと、通信費の補助金として前期・後期に各1回10,000円を支給するなどを実施した。

学生は、自ら遠隔授業に参加し、課題に取り組み、期限内に提出する必要が生じた。この機会に、セルフマネジメント力が各段に身についた学生がいる一方で、混乱した学生も存在した。そのため、第2波による感染者数が減少する後期には対面授業を取り入れ、学生をサポートする体制をとった。今後、学修に関するセルフマネジメント力を育成する方法の検討が課題として示唆された。

教職員の在宅勤務について、第1波では7割を在宅勤務とするよう調整し、各領域が調整して実施した。事務局では、自宅から大学のシステムに入ることができないため、勤務時に超過勤務する様子がうかがえた。今後、在宅勤務時に大学のシステムに入って、大学と同様に仕事ができる環境構築の課題が示された。

今回のパンデミックを経験し、対策本部を核に教職員が組織的に取り組むことが、緊急時には重要であり、全教職員の教育への熱意と実行力が際立った。今

回の経験はマイナス面のみではなく、教員は遠隔授業の方法論を身につけ、オンデマンド教材の制作、Web会議など否応なく日常的に使いこなすようになった。今後も、これらのスキルは教育に反映されると思われる。さらに、学生は感染予防行動を獲得した。

新型コロナウイルス感染拡大も災害であろう。地球温暖化は気候変動による自然災害をもたらすが、永久凍土が溶けると未知のウイルスが解き放たれるとの報道もある。また、自然破壊は野生動物の生息域を変化させ、動物由来の未知のウイルスが新たな感染症をもたらす可能性もある。人は便利さや快適さを追求し、二酸化炭素を排出し続けてきた。パンデミックを経験した私たちは、自然破壊や地球温暖化に視野を広げ、経済的繁栄を求め続ける生活様式を見直す転換期に来ていると思われる。

文献

- 中村幸司 (2019). 新型インフルエンザから10年 いまパンデミックが起きたら. NHK ぐらし解説, <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/700/319587.html> (2021年1月11日)
- 山岸拓也, 神谷元, 鈴木基, 他 (2020). ダイヤモン

ド・プリンセス号新型コロナウイルス感染症事例における事例発症初期の疫学. 病原微生物検出情報 (IASR) 月報, 41 (7) : 106-108. <https://www.niid.go.jp/niid/ja/typhi-m/iasr-reference/2523-related-articles/related-articles-485/9755-485r02.html> (2021 年 1 月 11 日)

渡邊愛可, 野田良博, 赤木孝暢, 他 (2020). 東京都における新型コロナウイルス感染症確定例 4, 109 例の記述疫学 (2020 年 6 月 3 日現在). 病原微生物検出情報 (IASR) 月報, 41 (7), 111-113.
文部科学省高等教育局長 (2020). 令和 2 年度における大学等の授業の開始等について. 元文科高第 1259 号, 2020 年 3 月 24 日付. https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf (2021 年 2 月 3 日)

文部科学省, 厚生労働省 (2020). 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について. 事務連絡, 2020 年 6 月 1 日. https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf (2021 年 2 月 3 日)